

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通 則

（乗車券の改札）

第 120 条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとするものは、所定の乗車券を所持して、係員の改札（自動改集札機による改札を含む。以下同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定による外、旅客は係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用に携帯を必要とする身分証明書等についてもまた同じ。

【鉄道営業法第18条、鉄道運輸規程第19条】

（乗車券の引き渡し）

第 121 条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合、又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

（普通乗車券の改札及び引き渡し）

第 122 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、規則第120条による改札を受け、途中下車印の押捺を受け、又乗り継ぎをする際に、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

（定期乗車券の改札及び引き渡し）

第 123 条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、及び旅行を終了した際に規則第120条による改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の通用期間が満了した際に、直ちにこれを係員に引き渡すものとする。

（回数乗車券の改札及び引き渡し）

第 124 条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、規則第120条による改札を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡す（自動改集札機による集札を含む。）ものとする。

（団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引き渡し）

第 125 条 団体乗車券、又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際、及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客、または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持

する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 急行券の改札及び引渡し

（急行券の改札及び引渡し）

第 126 条 削 除

第4節 指定券の改札及び引渡し

（指定券の改札及び引渡し）

第 127 条 削 除